

令和５年度東日本大震災等に係る福島県後期高齢者医療保険料の減免の概要

1 減免の要件・減免割合

帰還困難区域及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等の被保険者が該当です。対象額については、以下のとおりです。

- （１）原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第３項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った者。

保険料額の全部

- （２）原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者。ただし、令和元年度末までに設定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する場合を除く。

保険料額の全部

- （３）特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第１７条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行った者。ただし、令和元年度末までに設定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する場合を除く。

保険料額の１０分の５

- （４）（１）（２）のうち、平成２６年までに避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当しない者。

保険料額の１０分の５

- （５）令和４年４月１日から令和５年４月１日までに避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する者。

令和５年４月から同年９月までの分の１０分の１０

※上位所得層とは、世帯に属する被保険者の旧ただし書所得（総所得等から３３万円を引いた額）の合計額が６００万円を超える世帯の被保険者です。

2 減免の対象となる保険料

令和５年度福島県後期高齢者医療保険料